

議事要旨 260317 予算特別委員基部局別審査 警察

次に、共産党から発言願います。

城下委員

日本共産党県議団の城下のり子です。

警察の方で質疑を行いますのでよろしくお願いいたします。

当初予算の主要な施策警察の13ページの交通安全施設整備費について伺います。生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。中央線がなく、最高速度が指定されていない道路は、これまで法定60キロでしたが、9月からこれが30キロとなります。この生活道路には標識がつかないということですが、その理由をお聞かせください。

交通部長 お答えします。

本年9月1日に施行されます道路交通法施行令の改正は中央線や中央分離帯等がない、いわゆる生活道路の全てに最高速度規制を実施ということは、実現的ではないとの背景から、道路標識等によらず新たな法定速度30km毎時を定めることで、速度の抑制を図り、安全対策をさらに強化することが目的でございます。

城下委員

しかしそれではですね、今通ってる住民の方々が生活道路が法定30キロだと気がつかないと思うんです。基本的には標識をつけるべきだと考えますがいかがでしょう。

部長

これまで自動車と原動機付自転車という乗り物に着目した法定速度の基準を、道路形状に着目した基準に変更するという、大きな概念の変更を伴うものでございまして、県民の方々への十分な周知は必要不可欠であると認識をしております。

県警察では現在、改正内容を県警ホームページに掲載させていただいております。この他警察署等にポスター掲示も行っております他、公共機関や道の駅への掲示交通情報板による広報も行っております。

今後も交通安全教育のあらゆる機会を通じながら、継続候補あるいは啓発に取り組んでまいります。

委員お話しの際の標識の設置につきましては、個別の道路環境に応じて必要性が認められる場合には、公安委員会による最高速度規制を適切に実施することとなります。

これに基づいて速度規制標識を整備してまいります。

城下委員

県議会の伊藤はつみ県議が昨年一般質問でもこの問題を質問しまして、先ほど個別で認め

られればつけていくということなのですが、この部分については、例えばケースでお伺いしたいと思います。どのようなケースが認められるのかが実はわからないんですね。例えば私の地元の所沢市中富南、スーパー北の生活道路、ここはですね所沢特別支援学校がそばにあるわけです。大きな県道で抜け道でもあり車もスピードを出して通りますので、地元住民からはゾーン 30 をという要望がありましたが、例えば学校がある場合こういうケースの場合は必要と認められるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

交通部長

生活道路における速度規制につきましては、全国統一の交通規制基準により歩行者・車両の通行実態や交通事故の発生状況を勘案しつつ、住民・地方公共団体道路管理者などの意見を踏まえて、速度を抑えるべき道路を選定することとされております。

その上で規制速度の決定につきましては、学校の位置や通学路の指定の有無、道路の構造などを総合的な検討が必要でございます。委員お話しの中所の速度規制につきましては、今般の法改正を踏まえつつ現場調査を行った上で必要性を検討してまいります。

城下委員そうですね。

やはり通学路となりますと、例えばふじみ野市の大井通信場西側も地元からは通学路なので、きちんと標識を立ててほしいというような要望も出ております。

ぜひですね、ルールを作るべきだというふうに思います。

通学路だとか学校があるとかそういったところでのルール設定についてはどのような認識を持たれているのか伺いたいと思います。

交通部長お答えします。

委員お話しの中通り、速度規制の実施に当たっては学校の有無や通学路の指定などについて考慮すべきものと考えております

しかしながら今般の法改正は、交通規制によらず生活道路の全てにおいて速度の抑制を図ることが目的であることを踏まえれば、一部の生活道路に道路標識を設置し交通規制の実効性を高めるよりも、法改正の内容について広く県民に周知を行い浸透させつつ、生活道路全体の交通事故抑止に尽力することが重要であると考えております。

法定速度が 30 km 毎時となる道路に対して、公安委員会による同一の最高速度規制を実施することは可能ではございますが、今後も警察庁の動向を踏まえながら適切に対応してまいります。

城下委員

はい、どうもありがとうございました。